

第 1 回若年者の消費者教育分科会

＜議論の概要＞

1. 開催日時・場所

平成 29 年 10 月 2 日（月） 16:15～17:45

中央合同庁舎第 4 号館共用 1212 会議室

2. 出席者（敬称略）

委員	東 珠実	○岩本 諭	片山 博子
	清水 かほる	鈴木 佳子	曾我部 多美
	◎千葉 恵美子	萩原 康秋	

（ ◎：座長、○：座長代理、色川委員は欠席）

消費者庁 次長 川口 康裕
消費者教育・地方協力課長 尾原 知明

文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課長 中野 理美
初等中等教育局教職員課長 佐藤 光次郎

3. 議論の内容

議題：「教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修の推進について」

学校における消費者教育の推進には、教員の指導力向上が不可欠であることから、指導力向上の方策に関して意見出しを行った。主な意見は以下のとおり。

○留意すべき消費者教育の内容及び学習方法について

- ・消費生活は生活全般にかかわることから、生活体験に根差した教育、消費者教育を生活のプロセスの中で考えることが必要である。そのためには、教科の連携等一体的な学習が必要であり、その中で具体的にどのように消費者教育を行ったらいいかを考える必要がある。
- ・単に知識や how-to を教えるのではなくて、生きる力となるような知識、まず考えるところから必要な知識を整理していくという教育、なぜ、この知識を学ぶ必要があるのかを考えさせる教育が必要。たとえば、何のために製造物責任法が制定され、この法律を活用することがなぜ必要なのか等。

- ・知識を教える人と、実践的な経験を与えてくれる人の両方が協力して教育に当たる必要がある。

○学校現場の現状及びそれを踏まえた消費者教育推進について

- ・新任教員は、教材の内容を深く理解する余裕がないのが現状である。
- ・複数の「〇〇教育」があり、限られた授業時間の中では、「〇〇教育」について横の関係図を示す指導マップが必要。
- ・全く新しく消費者教育を行うというのではなく、現状の消費者教育の内容をどのように深化させるのか、どのように教育したら生活の中で生かすことができるのかを検討することが課題となる。

- ・消費者教育を推進するためには、現場の教員から意見を吸い上げ、提案していただくボトムアップと、指導要領を通して変えていくというトップダウンの方法があるが、ボトムアップができる体制づくりをトップダウンにより行い、両者が組み合わせることで消費者教育を充実させる体制がつくる必要がある。現状は、自治体の壁（県の教育委員会や市の教育委員会は文科省の教育体制とか指導要領がない限り動かない）があり、トップダウンとボトムアップの間にギャップがある。

- ・教科書は改訂時期があるため、新しい消費者問題等に関しては外部人材の活用を図る必要があるが、教科を通じた指導の推進主体はやはり現場の教員である。
- ・消費者教育推進協議会、コーディネーターの活用も考える必要がある。

- ・どの教科でどれだけのバックグラウンドがあれば消費者教育の指導者になり得るのかという点が固まっていないところが、消費者教育の深化を妨げている要因の一つである。

○教員について消費者教育に関する指導力の向上を図るための方策

- ・消費者教育に関する教員に対する指導について、時期、指導者、教材、消費者問題の専門家との連携等が課題である。
- ・まずは教員養成課程を最初に着手し、その後、初任者研修及び10年経験者研修（現：中堅教諭等資質向上研修）並びに免許更新研修において、消費者教育に関する教員に対する指導力の向上を図っていくべきである。
- ・教員養成課程において、消費者教育が、生活に密着した、人間として暮らしていける能力を習得することが目的としていることを位置づける必要がある。

- ・消費者主権・契約などの基本的な考え方やその後の関連など、学習指導要領に細かく記載されていないが、消費者教育の全体像を理解するために必要なところについては、教員養成課程において習得させることが必要である。
- ・教職課程コアカリキュラムへ消費者教育を盛り込むことの必要性について検討も必要である（文部科学省）。

（注）平成28年教育職員免許法改正（施行は平成31年4月1日）により、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の区分は廃止され、今後は、新たに整備される教職課程の編成に当たり参考となる指針（教職課程コアカリキュラム）に沿って各大学が教職課程を編成することとなる。

- ・教科における研修の活用及びその質の検討も必要である。
- ・まずは、家庭科、公民科を担当する教員の消費者教育への関心が重要になるので、教職実践演習における工夫が必要である。
- ・教員を対象とした国民生活センターを利用した宿泊集合研修も有効。

○今後の方向性について

- ・自信を持って消費者教育ができる教員を要請することが重要である。そのためには、まず家庭科・社会科の教員養成段階において、消費者教育が教員自身も生きる力に役立つ知識であることが理解できるようなカリキュラムの実施方策について検討していく（消費者庁）。

4. 今後の進め方

事務局において、第1回若年者の消費者教育分科会における意見を踏まえ、教員への指導力向上のために優先的に検討すべき切り口についてまとめるとともに、今後の本分科会の進め方の案を示す。